

クラブ・スリーA 定款

(A1 Aces Association, AAA)

平成14年(2002年)9月8日 制定

第 1 条 名 称

本会は、クラブ・スリーA (A1 Aces Association, 略称 AAA) と称する。

第 2 条 事務所

本会の事務所は、本会会長宅とする。

第 3 条 目 的

本会はモールス通信を絶えさせることなく維持し、それを通じて会員の親睦を増進し、あわせてアマチュア無線および無線科学の向上と健全な発展に貢献することを目的とする。

第 4 条 事 業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員もしくは、他クラブの活動状況の紹介。
- (2) CW 運用の研究。
- (3) その他必要な行事。

第 5 条 会員の資格

- (1) 会員は本会の趣旨に賛同するものであって、10年以上の個人局でのCW運用歴を有すること、もしくは年齢25歳以上で、かつ5年以上の個人局でのCW運用歴を有すること。
- (2) 会員はアマチュア無線局のCWを運用できる資格を有し、かつ有効な無線局の免許を有すること。
- (3) 入会を希望するものは、1名以上の本会会員の紹介を必要とし、役員会の承認によって入会することができる。

第 6 条 会員資格の喪失

会員は、次の場合にその資格を失う。

- (1) 電波法に違反し、罰則の適用を受けたとき。
- (2) 特別な理由がなく、当該年の会費を10月末日までに納入しないとき。
- (3) 個人的自由意志により、予め届けたとき。
- (4) 会の趣旨および会の名誉を著しく損ね、役員会の協議で除名されたとき。
- (5) 死亡したとき。

第 7 条 会 費

会員は、次の通り会費を納入する。

- (1) 年会費は 2,400 円とする。ただし、同一住所に居住する親子、夫婦、兄弟等であって、会報その他本会からの通知を 1 部受領すれば十分である場合には、2 人目以降の会費を半額にする。
- (2) 会費は原則として 1 年分を一括して毎年 7 月末日までに納めるものとする。ただし、途中入会会員については、細則でこれを定める。
- (3) その他寄付は、これを拒まない。

第 8 条 役員

本会は、次の通り役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内
- (3) 企画 数名
- (4) 地区別役員 数名
- (5) 会計 1 名
- (6) 会計監査 2 名

第 9 条 役員を選出

- (1) 会長、副会長、会計及び会計監査は、総会において選出する。
上記の欠員に際しては、暫定的に役員会においてこれを補充する。
- (2) そのほか、会の事業を遂行するうえに必要な役員は、役員会の決定によりこれを設ける。

第 10 条 役員の任期

役員の任期は、総会から次の総会までの 2 年とする。再任は妨げない。

第 11 条 役員の任務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、本会の会務を執行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。

第 12 条 役員会

会長は必要に応じ、役員会を開催する。

第 13 条 総会

- (1) 総会は、会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会はその開催日の 1 ヶ月前までに会長が招集する。
- (3) 総会は、会員の出席（委任状を含む）をもって行い、その過半数の出席をもって成立する。

第 14 条 総会の議決

総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画案、予算案。
- (2) 事業・会計報告。ただし、中間年度は会報で告示する。
- (3) 定款の変更。
- (4) 会費、重要財産の得喪、変更。
- (5) 本会の解散。
- (6) その他必要な事項。

第15条 資産

本会の資産は、設立当初の寄付財産、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第16条 会計年度

本会の会計年度は、7月1日から翌々年6月30日までとする。

付 則

第17条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会が委嘱する。

第18条 本会の運営に必要な細則は、役員会決議により制定することができる。

第19条 この定款は、総会において決議あった日から実施する。

信 条

第1条 本会の会員は電波法、およびアマチュア無線のマナーを正しく守って運用する。

第2条 本会の会員は、アマチュアは進歩的であれ、との信念に基づき、上位資格の取得に向けて努力する。

第3条 本会の会員はアマチュアバンドを効果的に利用し、独断専行的な運用をしない。

第4条 本会の会員は、そのQSOにおいて約束したカード発行については、その指示通り必ず実行する。また、SWLからの正確かつ適切なレポートに対してもQSLを発行する。

第5条 本会の会員は、各自カード中に、クラブ員であることを明記して発行する。